

寄稿

私の地域型年金委員活動

地域型年金委員 佐々木 満

私は退職してから国民年金委員の委嘱を受け、平成22年1月からは厚生労働大臣から委嘱された地域型年金委員として千葉県で活動しています。

もともとの国民年金委員というのは、昭和35年以降、市区町村または都道府県が、国民年金制度の周知・広報などを行う民間協力員として、市区町村の退職された職員や民生委員などに委嘱し、平成12年末では約8万人弱が活動していました。

国民年金委員の委嘱は、厚生省、社会保険庁に定められ、市区町村には通知という形でしたが、平成22年1月から年金委員として日本年金機構法第30条に定められ、国の民間協力員として位置付けられました。

年金委員は、その活動により、「職域型」と「地域型」に区分され、「職域型年金委員」は厚生年金保険の適用事業所内、「地域型年金委員」は地域において活動するとされ、委嘱数は、職域型年金委員は約12万人、地域型年金委員は約7千人となっているそうです。

私の具体的な委員活動としては、「年金の日」の駅頭でのピラ配り、市町村の福祉祭での年金ブースの担当、自治会での資料の配布、市町村に年金委員の委嘱拡大をお願いしたことなどがありますが、正直に申し上げて活動が少なく物足りなさを感じています。

また、平成23年3月に解散した（社）日本国民年金協会が社会保険庁と相談し年金委員制度への円滑な実施が図られるよう、平成19年度から実施された協会独自事業の「国民年金委員活動支援事業」を私は約5年間担当しました。

主な事業は、①「国民年金委員手帳」「国民年金よくある質問」を作成、配布、ホームページに掲載、②年金委員の組織化については都道府県に勤務した経験のある諸先輩に同行をお願いし、ブロック本部、社会保険事務局、社会保険事務所への説明や、神奈川県国民年金委員会、千葉県国民年金委員会、埼玉県地域型年金委員会の設立の支援、③地域型年金委員会連絡協議会（神奈川県、千葉県、埼玉県）を平成24年2月に設置し、日本年金機構の理事長に要請、意見交換を行いました。

年金委員活動は地域型年金委員の委嘱の拡大と委員会の組織化が年金委員活動には不可欠と考え、これまで微力ながら活動してきましたが、日本年金機構では、令和4年1月に地域型年金委員連絡会を設置するなど積極的に取り組んでいますので期待しているところです。

また、NPO法人年金福祉推進協議会の呼びかけで令和2年9月に神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県（参加に向けて協議中）の委員会で、都道府県の地域型年金委員会の健全な育成及び会員相互の連絡調整を図り、年金事業の円滑な運営に寄与することを目的として地域型年金委員会連絡協議会を設置しました。事務局はNPO法人年金・福祉推進協議会が担当し、これまで日本年金機構と共に情報の提供や意見交換を行っています。